

国民年金保険料の 支払いが困難なときは

国民年金

〈問合先〉 岐阜南年金事務所
☎273-6161

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請をして認められれば保険料の納付が免除される保険料免除制度があります。

免除制度の種類

免除の種類	免除の内容	将来の年金の支給
全額免除	保険料の全額が免除	保険料の全額が免除された期間 保険料を全額納付した場合の1/2
4分の3免除	保険料の3/4が免除 (残りの1/4を納付)	保険料の3/4免除期間 保険料を全額納付した場合の5/8
2分の1免除	保険料の1/2が免除 (残りの1/2を納付)	保険料の1/2免除期間 保険料を全額納付した場合の6/8
4分の1免除	保険料の1/4が免除 (残りの3/4を納付)	保険料の1/4免除期間 保険料を全額納付した場合の7/8

〈免除期間〉申請した年度の7月分～翌年6月分

保険料の免除を受けず保険料が未納の状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

また、一部免除された額の保険料を納めない場合は未納期間として取り扱われますので、ご注意ください。

なお、免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。ただし、2年を過ぎますと加算額がつきます。

※この制度をご利用いただく場合は、本人、配偶者、世帯主の前年の所得がそれぞれ一定の基準以下である必要があります。ただし、一定の基準を超えていても災害、失業、事業の廃止などの理由によって保険料が免除される場合があります。

申請手続きは、年金手帳・印鑑をお持ちになり役場保険医療課で行ってください。



花火で遊ぶ時の注意

夏の風物詩「花火」。

花火のことを法律の用語では「煙火(えんか)」といいます。花火大会などの専門花火は「煙火」、私たちがよく遊ぶ花火は、「おもちゃ花火」といい区別されています。

子どもからおとなまで楽しむ「おもちゃ花火」。おもちゃとはいえ、花火の原料は火薬です。使用方法や注意事項を守らないと、大きな事故・



火災にもなりかねません。開放的な気分が高まるだけに、一層の注意が必要です。

危険性を認識し、次の点に十分注意しながら遊びましょう。

- ・注意書きや使用方法をよく読み、必ず守る。
- ・バケツに水を用意する。
- ・花火を人や家に向けない。
- ・燃えやすいものがある場所は避ける。
- ・火が衣服に付かないように注意する。
- ・風の強い時はやめる。
- ・たくさんのお花火に一度に火をつけない。
- ・筒状の花火は途中で火が消えても筒をのぞかない。

また、子どもたちだけでの花火は大変危険なため、おとなが積極的に参加して花火の正しい扱い方、火の後始末を指導してあげましょう。